

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

協議事項	7. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	協議細目	
------	------------------------	------	--

調整方針	<p>(案) 農業委員会等に関する法律第34条第1項の規定を適用し、従前の市町村に設置されていた農業委員会は、引き続き存続するものとし、合併後、最初の一般選挙及びそれに続く一般選挙においては、農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定を適用し、三つの委員会とし、各委員会の区域及び委員数は次のとおりとする。なお、各区域の選挙区については、新市において調整するものとする。</p> <p>関市の区域 選挙委員18人 選任委員2人                  洞戸村と板取村の区域 選挙委員10人 選任委員1人                  武儀町と上之保村の区域 選挙委員10人 選任委員1人</p> <p>その後は一つの委員会とし、委員数は次のとおりとする。なお、選挙区については、新市において調整するものとする。                  選挙委員30人以内 選任委員7人以内</p>
------	--

項 目 参 考 資 料

合併時に旧市町村の区域ごとにそのまま在任し、平成17年7月20日以降は複数の農業委員会を置く  
 参考例(合併時に農業委員会法第34条第1項を適用し、平成17年7月20日以降農業委員会法第3条第2項を適用)

	選挙	選任	計
関市	18	2	20
洞戸村	12	5	17
板取村	10	5	15
武儀町	10	5	15
上之保村	12	3	15
計	62	20	82

在任		選挙	選任	計
→	関市	18	2	20
→	洞戸村	12	5	17
→	板取村	10	5	15
→	武儀町	10	5	15
→	上之保村	12	3	15
	計	62	20	82

全市町村の任期H17.7.19

3つの委員会を置く

	選挙	選任
関市	18	2

	選挙	選任
洞戸村	10	1
板取村		

	選挙	選任
武儀町	10	1
上之保村		

任期3年

1つの委員会を置く

選挙委員 30人以内
選任委員 7人以内

